

他団体における区職員出向者に対する労働保険料事業者負担分に対して、区が補助金を支給しないことなどを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第49号

受理年月日 平成23年9月20日

付託年月日 平成23年9月27日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 私は今年の5月まで、特定非営利活動法人えどがわエコセンターの理事に、2期4年間に渡って就任していました。区の定めた「特定非営利活動法人えどがわエコセンター運営に係る補助金交付要綱」では、同団体の区職員出向者の人件費に対して区の補助金が支給されることになっております。そして実際に、「派遣職員人件費に対する区補助金の充当」という形で、毎年度支給されております。

私は、平成21年8月末頃に、理事として同団体の帳票類の調査を行いました。その結果として、平成19年度の区職員出向者の人件費についての疑問点を提出しました。それに対する同団体事務局の回答には、明らかに約36万円の齟齬がありました。

平成22年11月1日付けの内容証明郵便で、平成19年度区職員出向者の人件費について調査するため、私に帳票類を再閲覧させることなどを求めましたが、同団体は拒否しました。そこで同年11月24日、私は平成19年度区職員出向者の人件費に関する特定の帳票類の閲覧を請求する訴状を東京地方裁判所に提出し、裁判となりました。(東京地裁平成22年(ワ)第43557号)

同団体による答弁書では、事務局は正しい説明をしてきていると主張する一方で、その約36万円の齟齬は社会保険料の事業者負担分であると突然主張しました。地方公務員である区職員に対して社会保険料が支払われるなどということはありませんので、私はその齟齬についてさらに追及しました。

すると、「その約36万円の齟齬は、1人の区職員の人件費に同団体の職員全員についての労働保険料事業者負担分が含まれていることに由来する。」という内容の説明が書証でなされました。そのような経理は、事実を反映していないし、決算書を見るものに誤解を与えるものです。それに、東京都職員共済組合に加入している区職員は、労働保険の対象者ではありません。裁判は、今年の4月末に和解で終わりました。

その和解直後に行われた、私による帳票類閲覧の結果、その約36万円は平成19年度に同団体から東京労働局に支払われた金額であること、それが一区職員出向者の人件費とされていることが確認されました。問題経理であることは明らかですが、それ以前に、その金額は不自然に大きいものでした。

そこで私は、同団体が平成19年に東京労働局へ提出した「労働保険概算・確定  
(裏面に続く)

保険料申告書」の閲覧を事務局に求め、閲覧しました。すると、労災保険料については、区職員出向者までもが労災保険の対象となって算出されていました。雇用保険の加入者状況については、確実なことは確認できませんでした。

その後にかかれた同団体の通常総会では、監事から、「労働保険（事業者負担分）は、区から派遣されている2人の分も含めて、事業者が労働局に払うお金」であるとの発言がなされました。出席している区職員の理事たちからは、それについてなんの異議も出されませんでした。そして、その発言は総会議事録に記載され、同団体の正会員たちに送付されました。

区職員に労災保険給付が支給されることはなく、失業手当も支給されることはありません。しかも同団体の場合は、区の補助金から区職員出向者の人件費が支払われることが区要綱で定められています。法令上は存在しない区職員出向者の労働保険料事業者負担分に対して、区要綱に基づく補助金の支給をすることは、道理に反する不当な行為ですし、給与条例主義にも反しています。同団体の職員給与規程でも、派遣に基づく区職員の給与は、「江戸川区諸条例など関係法令に基づくものとする。」となっています。

たとえば、同団体会費収入を裁判費用に使ったために、例年は会費収入を使い切っていた諸経費について、会費収入で充当されなくなった分を区役所からの補助金で充当するならば、実質的には区役所からの補助金で裁判したことになります。

区職員出向者や区職員理事は、私に対して約36万円の齟齬について適切な方法で説明する機会が、裁判前にもいくらでもあったはずですが、裁判で追及されてはじめて、それは一区職員の人件費に含まれる全職員についての労働保険料事業者負担分であると説明したのです。

この裁判では、理事会で選任された議事録署名人の代わりに区職員出向者が押印した理事会議事録が証拠として提出されるという場面もありました。このように、モラルの欠如が全体的に目立つ裁判に対して、区の補助金を使用するということは許されることではありません。

区職員たちの不適切な判断、言動により、税金を原資とする区の財産が無駄に浪費されることのないように、下記について陳情します。

## 記

- 1 区役所は、他団体における区職員出向者に対する労働保険料事業者負担分に対して、補助金を支給しないこと。
- 2 区役所は、えどがわエコセンターに対する財政支出の決定において、裁判（東京地裁平成22年（ワ）第43557号）の費用分は支出をしないように決定すること。